

EU・デジタルサービス法 (DSA)について

MRI 三菱総合研究所

2022年9月29日

デジタル・イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ

目次

I. DSAの概要	2
II. DSAとDMAの比較	12
III. プラットフォーム規制に関するEUの問題意識	16
参考資料	21

I. DSAの概要

- 1. DSAの背景と目的
- 2. これまでの経緯・今後の予定
- 3. DSAの規制対象事業者
- 4. DSAの特徴
- 5. DSAによる事業者の主な義務【一覧】
- 6. DSAにおける管轄・執行機関
- 7. VLOP/VLOSEのデータへのアクセス

本節の内容は、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」(第39回(2022年8月23日))に三菱総合研究所が参考資料1として提出したもののから抜粋し、一部加筆したものである。

1. DSAの背景と目的

- デジタル化とサービスの利用拡大により生じた新たなリスクと課題を解決し、①安全でアクセスしやすく、予測可能で信頼できるオンライン環境と、②欧州連合基本権憲章で保障された基本的権利及び自由の行使を確保するために、オンラインプラットフォーム等の仲介サービス提供者の義務を規定することを目的として、デジタルサービス法(DSA)が提案された。

デジタルサービスの普及と、それにより生じたリスク・課題

- 情報社会サービス、特に仲介サービスは、EUの経済とEU市民の日常生活の重要な一部となっている。
- そうしたサービスに適用される既存の法的枠組み(電子商取引指令)が採択されてから20年が経過した。
- ソーシャルネットワークやオンライン・マーケットプレイスなどの新しく革新的なビジネスモデルとサービスにより、企業ユーザと消費者は、情報を伝えたりアクセスしたり、新規かつ革新的な方法で取引したりすることができ、コミュニケーション、消費、ビジネスの習慣が一変した。現在、EU市民の大多数が、これらのサービスを日常的に利用している。
- しかし、デジタル化とサービスの利用拡大により、個人ユーザ、企業、社会全体にとって、新たなリスクと課題も生じており、法的枠組みの現代化が必要である。
- また、電子商取引指令の国内法化が加盟国により異なっている点もあるため、EU域内市場全体としての規制の不整合も生じており、デジタル単一市場(DSM)を実現する上での課題ともなっている。

実現すべき社会

- こうした課題を解決し、EU全体として、安全でアクセスしやすく、予測可能で信頼できるオンライン環境と、EU市民及びその他の者が欧州連合基本権憲章で保障された基本的権利及び自由(特に、プライバシー、個人情報の保護、人間の尊厳の尊重、私生活と家族生活、表現と情報の自由、メディアの自由と多元性、ビジネスを行う自由、高いレベルの消費者保護、男女間の平等、無差別の権利など)の行使を確保するためには、仲介サービスのプロバイダーによる責任ある真摯な行動が不可欠である。
- また、子どもの保護、障害者を含む全てのサービス受領者が仲介サービスへ完全、平等かつ無制限にアクセスできるような規制的枠組みを確保することが不可欠である。

デジタルサービス法(DSA)の提案

- 「オフラインで違法なものはオンラインでも違法であるべきである」という考えに基づき、オンライン上の違法な商品やサービス・コンテンツから利用者を守るため、オンラインプラットフォーム等の仲介サービス提供者の責任を明確にして、対応を促す。

2. これまでの経緯・今後の予定

- EU全体でオンライン上でのユーザの安全性を向上させ、基本権を保護することを目的として、仲介サービス提供者(特にSNS、マーケットプレイスなどのオンラインプラットフォーム)の義務及び監督権限を定義するデジタルサービス法(DSA)案が2020年12月に提案され、議会での審議、トリローグを経て2022年4月に暫定合意に至り、7月に条文が公表された。

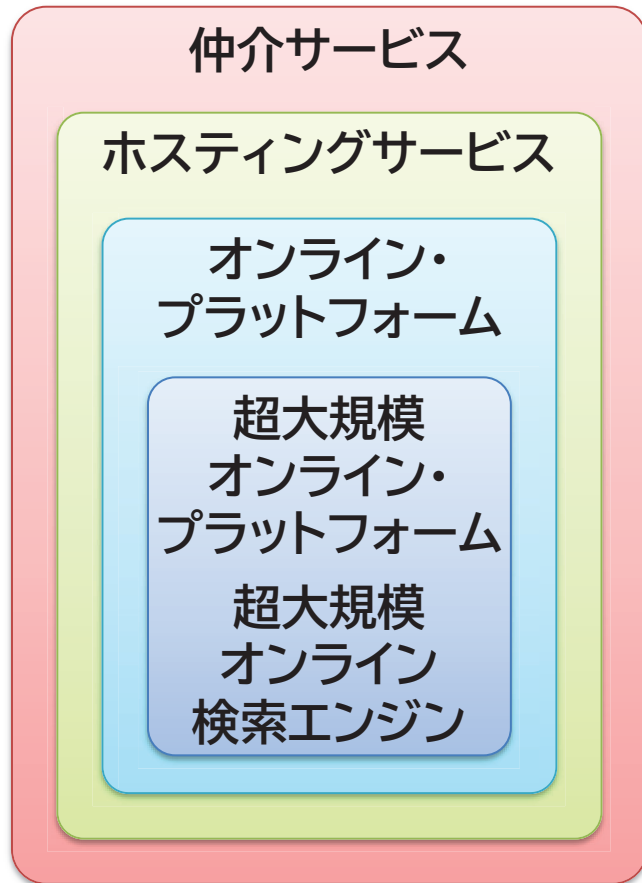
2000年6月	電子商取引指令(指令2000/31/EC)が策定され、オンラインサービスプロバイダの透明性、責任制限(違法コンテンツ仲介に関する責任制限)などが規定される。
2020年2月	欧州委員会は政策文書("Shaping Europe's digital future")を発表し、デジタルサービス法(案)を2020年12月に発表することを表明。
2020年6月～9月	欧州委員会は、①域内市場の深化とデジタルサービスに関する責任を明確にするための最善の方法(→DSA)、②大規模なオンラインプラットフォームをよりよく制御するための事前規制手段(→DMA)、③デジタル市場・非デジタル市場における構造的な競争問題への対処(→新競争ツール)、に関するパブリックコンサルテーションを同時に実施。
2020年10月	欧州議会はオンライン環境における現在の欠点に対処し取り組むための決議を採択し、策定中のデジタルサービス法(Digital Services Act: DSA)、デジタル市場法(Digital Market Act: DMA)に反映させることを欧州委員会に求めた。
2020年12月	欧州委員会により、DSA、DMAの両法案が議会に提出 された。(12月15日)
2022年1月	欧州議会が 第一読会(first reading)にて 法案の修正を採択 。(1月20日) トリローグ(欧州議会、EU理事会、欧州委員会の三者による協議)が開始される。(1月31日～)
2022年4月	トリローグにて、委員会、議会、EU理事会の 三者がDSAに関する暫定的政治合意 に達した。(4月22日) ※合意内容の概要は公表されたが序文・条文は公表されず、その後も詳細にわたる調整が行われた模様。
2022年7月	トリローグでの 三者合意に基づく修正案を欧州議会が正式に採択 し、条文を公表。(7月5日) 今後、EU理事会が正式承認することで成立する予定 (2022年10月4日の見込み)。承認後、EU官報への掲載を経て発効し(掲載の20日後)、①発効の15ヶ月後または②2024年1月1日の遅い方より施行。
2022年9月	コリゲンダム(corrigendum: 法律面及び文章面での確認・修正と条文番号等の整理を行ったもの)を公表。

3. DSAの規制対象事業者

※ 条文番号は三者合意版(2022/7/5)のもの(コリゲンダム(2022/9/7)では条文番号が整理・変更されている)

- DSAの対象は、情報社会サービスのうちの「仲介サービス」「ホスティングサービス」「オンライン・プラットフォーム」「超大規模オンライン・プラットフォーム」だが、VLOPに該当しない零細・小規模事業者の例外規定(★)が追加された。

情報社会サービス



仲介サービス 【第2条(f)で規定】

ネットワークインフラを提供する仲介サービス。インターネットアクセスプロバイダ、ドメイン名レジストラの他、以下のホスティングサービスも含む。

第Ⅱ章では、「単なる導管」、「キャッシング」、ホスティングに分類してそれぞれの免責条件を規定。★零細・小規模事業者(VLOPは除く)は「透明性報告義務」を免除

ホスティングサービス 【同上】

クラウドやウェブホスティングなどのホスティングサービスの他、以下のオンライン・プラットフォームを含む。

オンライン・プラットフォーム 【第2条(h)で規定:第16条で規制対象から除外する小規模オンラインプラットフォームを規定】

オンライン・マーケットプレイス、アプリストア、コラボレーション・エコノミー・プラットフォーム、ソーシャルメディア・プラットフォームなど、売り手と消費者を結びつけるオンライン・プラットフォーム。★零細・小規模事業者(VLOPは除く)は免除

超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP) 【第25条で規定】

非常に大規模なオンライン・プラットフォームは、違法コンテンツの流布や社会的危害において特にリスクがある。欧州の4億5000万人の消費者のうち10%以上の消費者にリーチするプラットフォームについては、特定のルールが想定されている。トリローグの合意により、超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)に関する義務も規定された(第33a条)。VLOSEにはVLOPとほぼ同様の義務が課される。

出典: 図および説明文は欧州委員会による説明を用いた。(検索エンジンの部分は加筆。)

https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en

4. DSAの特徴

- DSAでは、利用者の保護、利用規約の要件、違法なコンテンツ/利用規約違反コンテンツや違法行為への対応、オンライン広告に関する義務、透明性・説明責任に関する義務、その他(国内法定代理人やコンプライアンス責任者の設置、欧州委員会の監督権限や罰則(罰金)など)について、事業者の特性や規模に応じて規制を定めている。

事業者の特性に応じた規制	仲介サービス提供者、ホスティング事業者、オンライン・プラットフォーム、超大規模オンライン・プラットフォーム/超大規模オンライン検索エンジン、に段階的な義務を規定
超大規模サービス(※)に対する重点的な規定 <small>※ 4500万人以上(EU人口の10%に相当する)の利用者にリーチするサービス</small>	超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)/超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)に対して、透明性の確保や透明性報告の追加的義務、データへのアクセス・アルゴリズムの説明、システミック・リスクの評価・軽減措置実施、危機のプロトコル作成、欧州委員会による独占的監督権限(調査、暫定措置、モニタリング、前年度の総売上高の6%を上限とする罰金等)、監督手数料負担(サービスの規模に比例し、全世界の年間純利益の0.05%を超えない)を規定
零細・小規模事業者への配慮	一定の義務免除(透明性報告義務、オンライン・プラットフォームの義務)、新規制適用の猶予期間延長(いずれもVLOPに該当する場合を除く)
事業者の透明性・説明責任を中心とした対応	説明や情報公開、関係者による情報へのアクセス権(利用規約での説明、透明性報告、データへのアクセス・アルゴリズムの説明(VLOP)、リスク評価・軽減措置実施(VLOP)等)
違法・利用規約違反コンテンツへの対応システム	通報制度の整備、信頼できる専門機関(信頼された旗手)との連携、対応結果(削除やアクセス制限等)の理由の通知、異議申立制度の整備、違法・無根拠な通報・異議申立の受付停止、それらの実施・対応状況についての透明性報告等
未成年者、障害者、少数者等を含むユーザ保護	ダークパターン・ユーザ操作等の禁止、未成年者にわかりやすい説明、未成年者に対するプロファイリングを用いた広告の禁止、特別カテゴリー情報(例:性的指向、宗教、民族性など)によるプロファイリングを用いた広告禁止等
深刻なリスク・犯罪行為、緊急事態への対応	取引事業者のKYBC*1、違法な製品・サービスを知った場合の利用者への通知*1、刑事犯罪の疑いの当局への通知(ホスティング事業者)、危機対応メカニズム(VLOP)等 <small>*1 消費者が取引者と遠隔契約を締結することを可能にするオンライン・プラットフォームの場合</small>

【参考】「システミック・リスク」

- DSAでは、VLOP/VLOSEの「システミック・リスク(systemic risks)」がオンラインの安全性、世論と言説の形成、及びオンライン取引に与える後半かつ強力な影響について大きな懸念を示している。
- システミック・リスクは、VLOP/VLOSEの「広告主導のビジネスモデル」に起因し、その「サービスの設計、機能、使用、及びサービスの受領者による潜在的な誤用から生じる」としており、中でもサービスの「アルゴリズムシステム」を注視している。

DSAで提示されているシステミック・リスク

- 違法コンテンツの流布や、EUや国内の法律で禁止されている製品やサービスの販売などの違法行為が行われることに関するリスク
- 欧州連合基本権憲章で保護されている基本的権利の行使に対する、サービスの実際のまたは予見可能な影響に関するリスク
 - 特に、人間の尊厳に対する基本的権利(憲章第1条)、私のおよび家族生活の尊重に対する基本的権利(憲章第7条)、個人情報保護(憲章第8条)、メディアの自由と多元性を含む表現と情報の自由(憲章第11条)、非差別(憲章第21条)、児童の権利の尊重(憲章第24条)、高水準の消費者保護(憲章第38条)、に対する実際のまたは予見可能な悪影響
- 民主的プロセス、市民の言説、選挙プロセス、および公安に対する実際のまたは予見可能な否定的影響に関するリスク
- 公衆衛生、未成年者の保護、人の身体的・精神的幸福、ジェンダーに基づく暴力の保護に対する、実際のまたは予見できる深刻な悪影響に関するリスク

システミック・リスクの評価

リスク評価において、特に以下の要因が影響しているか考慮する：

- レコメンダーシステム及びその他のアルゴリズム・システムの設計
- コンテンツ・モデレーション・システム
- 利用規約及びその実施
- 広告の選択及び提示システム
- データ取扱いに関する提供者の慣行

- ①サービスの意図的な操作(不正使用、自動的利用)、
 - ②違法コンテンツ・利用規約に違反する情報の増幅及び迅速かつ広範な普及の可能性
- の影響の有無・形態についても分析

特定の地域的または言語的側面も考慮して評価(特定の加盟国固有の場合等)

(DSA序文80～83、第34条(条文番号はCorrigendum版)に基づいて整理)

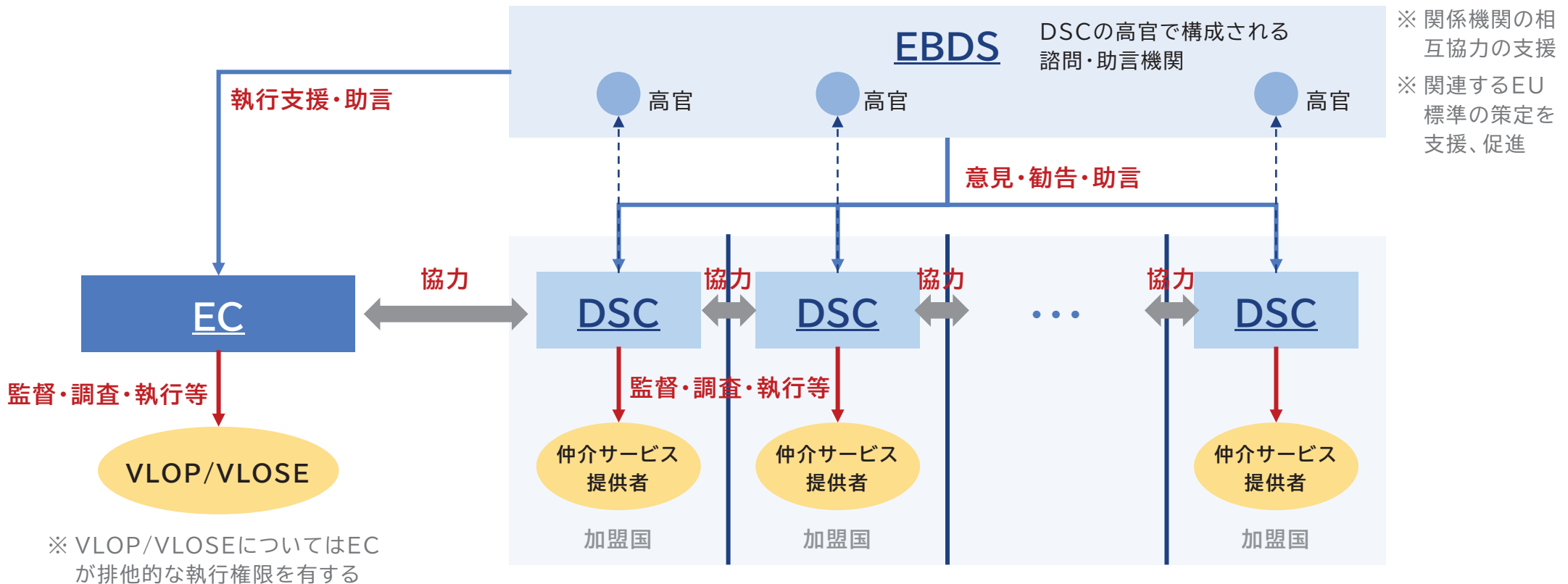
5. DSAによる事業者の主な義務【一覧】

※ 義務の分類(横軸)は三菱総合研究所によるもの

対象事業者	利用者保護	利用規約	コンテンツ等対応	オンライン広告	説明責任・透明性	その他・全般
仲介サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者向け連絡窓口の設置 利用者が損害補償を求める権利 	<ul style="list-style-type: none"> 利用規約で記載・説明する事項・内容の要件 わかりやすさ、機械可読性の要件 重大な変更の利用者への通知 基本権への配慮と行動の義務 未成年者に理解できる方法での説明 	<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツ仲介の免責条件 不適切な削除、アクセス制限等への異議申立・救済措置 一般的モニタリング義務なし 司法・行政当局からの措置命令・情報提供命令への報告義務 		<ul style="list-style-type: none"> コンテンツモデレーションに関する透明性報告義務(※VLOPに該当しない零細・小規模事業者は免除) 	<ul style="list-style-type: none"> 当局向け連絡窓口・国内法定代理人の設置
ホスティングサービス (上記に追加)			<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツの通知受付体制整備、対応結果の理由の投稿者への通知 刑事犯罪の疑いの当局への通知・情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 透明性報告への追加記載項目(違法コンテンツへの対応) 	
オンライン・プラットフォーム (上記に追加)	<ul style="list-style-type: none"> ダークパターンの禁止 未成年者のプライバシー、安全、セキュリティ保護 利用者が代表組織を通じて権利行使可能 取引事業者に関するKYBC、利用者への開示、事業者の苦情申立*1 違法な製品・サービスについて知った場合に利用者に通知*1 		<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツ及び利用規約違反コンテンツへの対応に関する苦情の受付体制整備 利用者のADR利用確保 信頼された旗手 悪用対策(違法な製品・サービス提供、違法・根拠のない通知・苦情) レコメンダー・システムの透明性 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン広告の透明性 ターゲティング広告の説明・同意取得、拒否・撤回した場合のサービス利用権保証 特別カテゴリー情報を用いたターゲティング広告禁止 未成年者に対するターゲティング広告の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 透明性報告への追加記載項目(苦情処理システムでの対応) 透明性報告の追加義務(ADR、違法・無根拠な通報・苦情、月間平均アクティブユーザ数) 	<ul style="list-style-type: none"> VLOPに該当しない零細・小規模事業者の義務免除 オンライン広告の行動規範作成 アクセシビリティの行動規範作成
VLOP VLOSE (上記に追加)		<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な救済策及び救済メカニズムを含めた利用規約提供 サービスを提供する全加盟国の言語での提供 	<ul style="list-style-type: none"> プロファイリングによらないレコメンダー・システムの提供 危機対応メカニズム(公共安全、公衆衛生等の重大な危機) 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン広告の透明性の追加(広告に関するデータベース編纂、APIでの提供) 	<ul style="list-style-type: none"> サービスのシステミック・リスク評価の実施、リスク軽減措置の実施 透明性報告の追加義務(各言語での対応状況) 第三者による独立監査 	<ul style="list-style-type: none"> データへのアクセス(当局、研究者)、アルゴリズムの説明(当局) コンプライアンス機能 監督手数料負担 行動規範の作成 危機のプロトコル作成 欧州委員会による独占的監督権限、罰金等

6. DSAにおける管轄・執行機関

- DSAでは、欧州委員会、加盟各国のデジタルサービス調整官(Digital Services Coordinator)、欧州デジタルサービス会議(European Board for Digital Services)が管轄機関としてそれぞれの役割を果たす。



EC : 欧州委員会(European Commission)

DSC : デジタルサービス調整官(Digital Services Coordinator)

EBDS : 欧州デジタルサービス会議(European Board for Digital Services)

出典: DSA条文に基づき作成

7. VLOP/VLOSEのデータへのアクセス(1/2)

- VLOP/VLOSEに対し、特定のデータへのアクセス又は報告を要求することができる。

本来は、管轄機関がVLOP/VLOSEによる義務の遵守状況を把握するため

- デジタルサービス調整官又は欧州委員会は、特定のデータへのアクセス又は報告をVLOP/VLOSEに要求できる。
- 目的:DSAが定める義務をVLOP/VLOSEが遵守しているかを適切に監視及び評価するため
- 対象データ:上記のために必要なデータ(アルゴリズムに関するデータや、技術的に可能な場合にはリアルタイムデータを含む)
 - ⇒ 例:VLOP/VLOSEのシステミックリスクと損害を評価するために必要なデータ、コンテンツモデレーション、レコメンダーシステム又は広告システムのアルゴリズムシステムの精度、機能およびテストに関するデータ(適切な場合には、学習データおよびアルゴリズムを含む)、コンテンツモデレーションのプロセスおよび結果に関するデータ、内部苦情処理システムに関するデータ
- 条件:VLOP/VLOSEとそのサービス利用者の権利及び利益に十分配慮する(例:個人データ保護、機密情報(特に企業秘密)保護、サービスのセキュリティ維持など)
- 例外:① VLOP/VLOSEがデータへのアクセス権を持たない場合、②データへのアクセスがサービスのセキュリティや機密情報(特に企業秘密)の保護に重大な脆弱性をもたらす場合
- 提供方法:要求で指定されたインターフェース(オンラインDB、APIを含む)を通じて提供

要件を満たす研究者に対しても、データへのアクセスが認められる

- 研究者がデータアクセスを希望する場合、デジタルサービス調整官に申し出て所定の審査を通過すれば、データへのアクセスが認められる。
- 目的:EUにおけるシステミックリスクの検出・特定・理解、リスク緩和措置の妥当性・効率・影響の評価に寄与する研究に限る
- 対象研究者:所定の要件を満たし、「審査済研究者」として認定された研究者(※研究分野、研究部門についての規定や条件は、条文や序文には記載されていない)
- アクセスの停止:研究者が所定の条件を満たさなくなった場合には、デジタルサービス調整官はアクセス終了を決定し、VLOP/VLOSEに通知

7. VLOP/VLOSEのデータへのアクセス(2/2)

- 以下の要件を全て満たす研究者に対し、データへのアクセスが認められる。
 - (a) 指令(EU) 2019/790*1の第2条(1)項に定義される研究組織に所属している。
 - (b) 商業的利益から独立している。
 - (c) 申請書は、研究の資金を開示している。
 - (d) 各申請に対応する特定のデータセキュリティおよび機密保持の要件を満たし、個人データを保護する能力があり、そのために実施した適切な技術的および組織的措置を申請書に記述している。
 - (e) データへのアクセス及び要求された期間が、研究の目的にとって必要かつ適切であり、当該研究の期待される結果が第4項に規定された目的に寄与することを、申請者が実証している。
 - (f) 計画された研究活動が、第4項に定める目的のために実施されること。
 - (g) 規則(EU)2016/679*2に従い、当該サービスの受領者の権利及び利益を前提として、研究終了後合理的な期間内に、研究成果を無償で一般に公開することを確約している。

*1 デジタル単一市場における著作権指令:第2条(1)項では以下のように規定している

(1)研究機関」とは、大学(図書館を含む)、研究所、その他の団体で、

(a) 非営利であるか又は利益をすべて科学研究に再投資しており、又は

(b) 加盟国によって認められた公益的使命に基づいており、

当該組織に決定的な影響力を行使する事業者が、当該科学研究によって得られた成果へのアクセスを優先的に享受できないような方法で、科学研究を行うこと又は科学研究の実施も伴う教育活動を行うことを主たる目的とするものをいう。

*2 一般データ保護規則(GDPR)

Ⅱ. DSAとDMAの比較

- 1. DMAの規制対象(「GK」の定義)
- 2. DMAの規制概要(GKに対する規制)
- 3. DSAとDMAの比較

1. DMAの規制対象(「GK」の定義)

- デジタル市場法(DMA)では「ゲートキーパー(gatekeeper)」が規制対象となる。

「ゲートキーパー(GK)」の定義

コア・プラットフォーム・サービス(CPS)を提供する事業者で、以下の規定により指定されたものをいう。

要件(※全て)	基準(閾値)
① 域内市場に重大な影響を与える	<ul style="list-style-type: none"> 過去3会計年度のそれぞれにおいて年間売上高が75億ユーロ以上であるか、または過去会計年度の平均時価総額もしくは同等の公正市場価値が750億ユーロ以上であり、 少なくとも3加盟国で同一のCPSを提供する場合
② 企業ユーザがエンドユーザに到達するための重要なゲートウェイであるCPSを提供している	<ul style="list-style-type: none"> CPSを提供している域内市場で、直近の会計年度において、月間アクティブエンドユーザが少なくとも4,500万人、かつ 年間アクティブビジネスユーザーが少なくとも1万人の場合
③ CPSにおいて、定着した永続的な地位を享受しているか、近い将来にそのような地位を享受することが予見できる	<ul style="list-style-type: none"> ②の閾値を過去3会計年度のそれぞれで満たしていた場合

「コア・プラットフォーム・サービス(CPS)」

コア・プラットフォーム・サービス(CPS)は以下のいずれかを意味する。

CPS(DMA条文で規定)	サービス事例(参考:本資料での例示)
(a) オンライン仲介サービス(online intermediation services)	ECサイト(Amazon、taobao、…)、アプリストア(App Store、Google Play、…)
(b) オンライン検索エンジン(online search engines)	Google検索、Baidu、Bing、…
(c) SNS(online social networking services)	Facebook、Instagram、Twitter、…
(d) 動画共有プラットフォームサービス(video-sharing platform services)	YouTube、TikTok、Netflix、…
(e) 電話番号独立型個人間通信サービス(number-independent interpersonal communications services)	WhatsApp、LINE、KaKaoTalk、WeChat、…
(f) OS(operating systems)	Windows、macOS、iOS、Android、…
(g) ウェブブラウザ(web browsers)	Chrome、Edge、Safari、Firefox、…
(h) バーチャルアシスタント(virtual assistants)	Siri、Alexa、Googleアシスタント、…
(i) クラウドサービス(cloud computing services)	AWS、Azure、Alibaba Cloud、…
(j) オンライン広告サービス(online advertising services) ※(a)から(i)のCPSを提供する事業者が提供する、アドネットワーク、アドエクスチェンジ、その他の広告仲介サービスを含む	Google検索広告、Facebook運用型広告、…

2. DMAの規制概要(GKに対する規制)

DMAで直接規制 (第5条)

- 個人データの取扱制限(個人データの結合禁止、他のCPSでの利用禁止、等)
- 最恵国待遇の要求禁止
- 訴訟行為の阻止・制限の禁止(内部苦情処理メカニズムの使用は害さない)
- 決済サービスやアプリ内課金システム等の利用強制の禁止
- GKが提供する他のCPSへの登録要求の禁止
- CPS外での取引の無償許容
- CPS外で取得したコンテンツの利用許容
- 広告主等への情報(手数料等)の無償開示(要求に応じて)
- パブリッシャー等への情報(報酬等)の無償開示(毎日)

実施法令を定めて 規制(第6条)

※ 今後、欧州委員会
が実施法令(ガイド
ライン等)を制定

- ビジネスユーザにより生成された情報(推測・集計データを含む)の、ビジネスユーザとの競争への利用禁止
- ランキング等での自社サービス優遇の禁止
- アプリやサービスの乗換制限の禁止
- 不相応な契約解除規定(不当に困難な契約解除規定)の禁止
- プリインストールされたアプリの削除・デフォルト設定変更の許容
- アプリ・アプリストア等のインストール許容(セキュリティ面での制限等は排除しない)
- OS・バーチャルアシスタント等の相互運用性の確保(完全性確保のための措置は許容)
- 広告測定ツール・データへのアクセス提供(→広告主・パブリッシャー等)
- データポータビリティ(→エンドユーザ)
- 生成されたデータへのアクセスの無料提供(→ビジネスユーザ)
- オンライン検索データへのアクセス(→オンライン検索エンジンを提供する第三者)
- アプリストアへの公平なアクセス条件

相互運用性 (第7条)

- 電話番号独立型個人間通信サービス(NICS)を提供する他事業者の要求に基づく相互運用の実施
- GK自身が提供するNICSについて、段階的な相互通信の確立(GK登録時、2年以内、4年以内)
- サービスの完全性、セキュリティ、プライバシーに配慮し、必要な対応を取ることは排除されない

3. DSAとDMAの比較

	デジタルサービス法(DSA)	デジタル市場法(DMA)
目的	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームが仲介する違法/利用規約に違反するコンテンツ・サービス・取引について、仲介事業者としての義務を規定することで、それらの流通や影響を抑止・低減する 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの巨大な経済規模や両面ネットワーク効果などによる市場囲い込みに対し、市場の競争可能性(Contestability)と公平性(Fairness)を確保する
規制対象PF	<ul style="list-style-type: none"> 仲介サービス、ホスティングサービス、オンライン・プラットフォーム、超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)/超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)ごとに規制 	<ul style="list-style-type: none"> コア・プラットフォーム・サービス(CPS)を提供し、要件を満たすゲートキーパー(GK)※CPSごとに規制
規制のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 実施義務: ユーザ保護、適切な利用規約、違法/利用規約違反コンテンツへの対応(システム、基準、対応方法、外部監査)、レコメンダー(透明性、オルタナティブ提供)、等 禁止: 未成年者へのターゲティング広告、特別カテゴリー情報を用いたターゲティング広告、等 透明性・説明責任: 対応状況・結果、アルゴリズム、データへのアクセス その他: 行動規範、危機対応(当局との協力)等 	<ul style="list-style-type: none"> 禁止: 自社/サービスの優遇禁止、ユーザの拘束禁止、データによる囲い込み等の禁止 実施義務: ユーザへの選択肢提供、ユーザや他社サービスの公平な取扱い、サービスの互換性確保、保有データへのアクセス提供、データポータビリティ、等
執行機関	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会 デジタルサービス調整官(各加盟国) (欧州デジタルサービス会議(諮問・助言機関)) 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会 (各加盟国の競争法担当局とは情報交換を行う)
監督手数料	<ul style="list-style-type: none"> サービスの規模に比例し、全世界の年間純利益の0.05%以下(※VLOP/VLOSEのみ) 	<ul style="list-style-type: none"> —
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 違反行為には全世界売上の6%以下の制裁金 前年度1日平均売上高の5%以内(日額)の定期的違約金 ※ いずれもVLOP/VLOSEが対象 	<ul style="list-style-type: none"> 違反行為には全世界売上の10%以下の制裁金 反復した違反行為には同20%以下の制裁金 前年度1日平均売上高の5%以内(日額)の定期的違約金

Ⅲ. プラットフォーム規制に関するEUの問題意識

- 1. オンライン・プラットフォームの特徴・利益
- 2. オンライン・プラットフォームの課題・規制対応
- 3. オンライン・プラットフォームの規制についてのEUの考え
- 4. オンライン・プラットフォームの諸問題と関係するEU法規制

1. オンライン・プラットフォームの特徴・利益

- 欧州委員会は、「オンライン・プラットフォームは、私たちの生活やビジネスをどのように形作っているのか？」というパンフレットにおいて、オンライン・プラットフォームの状況・特徴、利益、課題、EUの規制対応について説明しており、状況・特徴と利益については以下のように述べている。
 - ますます多くのEU市民がオンライン・プラットフォームを利用するようになっている
 - COVID-19パンデミックにより、社会性格のオンライン化が加速している
 - オンライン・プラットフォームが、我々の交流を促進している(教室、職場、個人生活)
 - オンライン・プラットフォームの基盤となるビジネスモデルはそれぞれ異なり、多様性に富んでいる(オンラインマーケットプレイス、検索エンジン、ソーシャルネットワーク、コンテンツ共有プラットフォーム、アプリストア、コミュニケーションサービス、シェアリングエコノミー・プラットフォームなど)
 - オンライン・プラットフォームはインターネット上の情報とコミュニケーションの流れを仲介する
 - EU単一市場だけでなく、全世界のデジタル貿易を可能にする重要な存在である
 - デジタル世界におけるイノベーションの主要な推進力である(さまざまなビジネスの成功に密接に結びついている)
 - 経済や社会に対する恩恵は非常に大きく、最も成功しているオンラインプラットフォームは何億、何十億ものユーザを集め、世界で最も頻繁に訪問されるウェブサイトになっている

出典: European Commission, “How do online platforms shape our lives and businesses? – Brochure” (2022/6/30更新)より抜粋
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/how-do-online-platforms-shape-our-lives-and-businesses-brochure>

2. オンライン・プラットフォームの課題・規制対応

- 欧州委員会は前掲パンフレットにて、オンライン・プラットフォームは、規模の経済、データの集中・蓄積、コミュニケーション・インタラクションへの影響力、強力なゲートキーパーとしての地位、ルールの決定などのパワーを持つ一方で、その乱用の可能性も広がっている、と指摘している。

課題・リスク	具体的な問題例	EUの規制対応例
違法情報・製品・サービス対策	テロ扇動、違法なヘイトスピーチ、児童への性的虐待、知的財産権の侵害など、違法なコンテンツ、製品およびサービスのオンラインでの拡散	電子商取引指令、DSA、DSM著作権指令、AVMSD、テロ関連コンテンツ規則、児童性的虐待対策規則案
基本権の保護	基本的権利の保護の必要性：言論の自由、情報の自由、EU市民の個人データ	GDPR、欧州民主主義行動計画(EDAP)、偽情報に関するアクションプラン・行動規範、DSA、AI規則案、DGA
社会や民主主義への害悪	プラットフォームのシステムを操作して特定のメッセージや行動を増幅させ、暴力や自傷行為の扇動、陰謀論や(政治的)偽情報の拡散など、社会的害悪のためにプラットフォームのシステムを意図的に悪用し、民主的参加に影響を与えること	欧州民主主義行動計画(EDAP)、偽情報に関するアクションプラン・行動規範、DSA
ビジネスユーザ保護	ビジネスユーザにとって不公平なビジネス条件、問題があっても救済されない(多くのビジネスユーザと顧客がゲートキーパーに経済的に依存していることと相まった、交渉力のアンバランス)	PtoB規則、DMA、データ法案
市場競争の確保	ゲートキーパーがプラットフォーム全体のエコシステムを支配することによる、デジタル市場における支配的地位の乱用と競争力低下のリスク	EU競争法、DMA、(データポータビリティについてGDPR)、データ法案
消費者保護	不公正な消費者商法、デジタル社会にそぐわない消費者保護ルール	消費者のためのニューディール、DSA
課税	租税回避	EU競争法の適用、国家補助、デジタル経済の公正な課税のための提案
監督体制・機関	サービスに対する効果的な監督	各法律

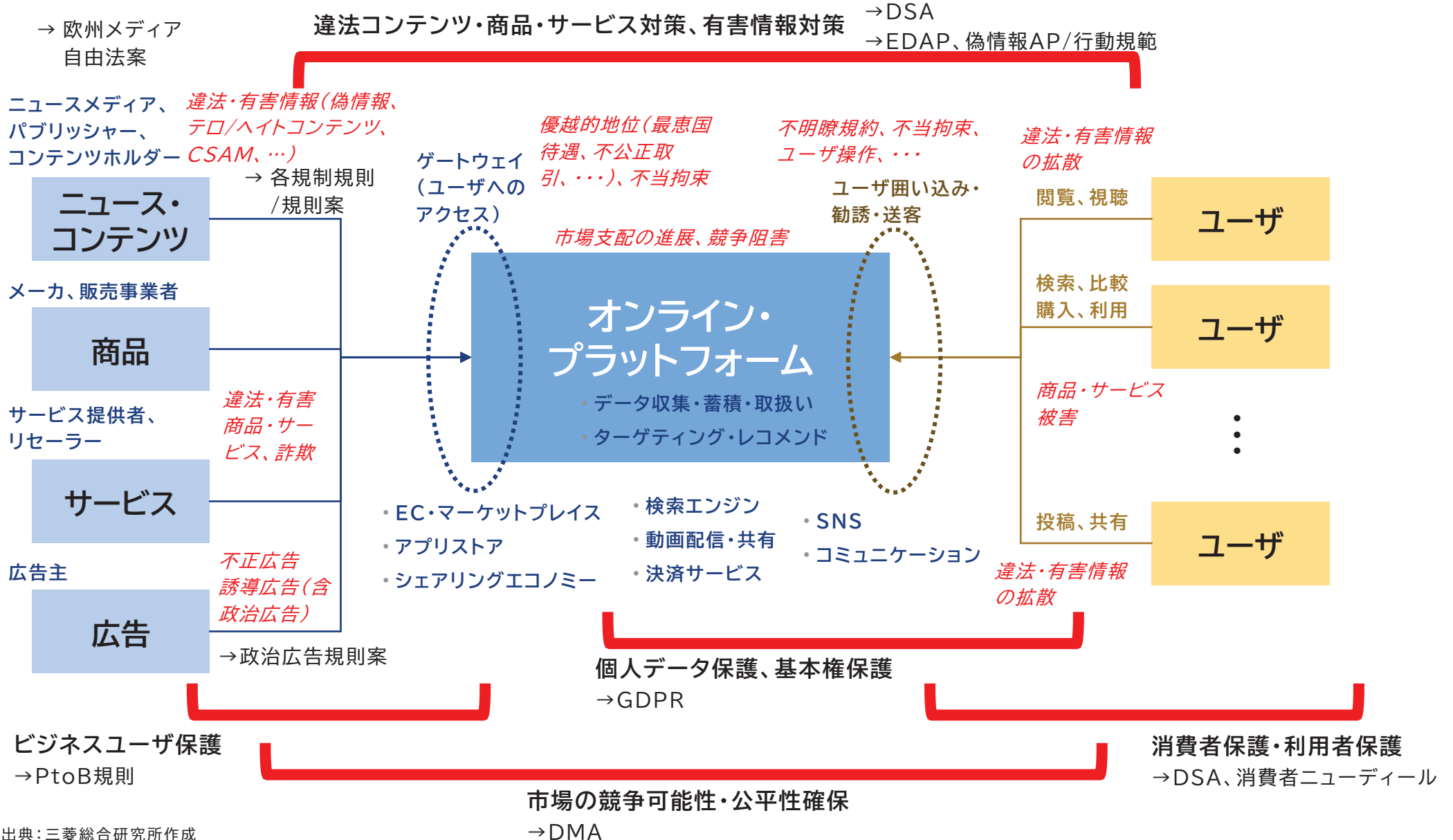
出典：「具体的な問題例」は前掲より引用・和訳、「課題・リスク」「EUの規制対応例」は「三菱総合研究所が記載

3. オンライン・プラットフォームの規制についてのEUの考え

- 欧州委員会のこれまでの取組み(法規制対応等)をみると、オンライン・プラットフォームの規制について、以下のように考えていることが窺われる。
 - ✓ 前掲パンフレットにて、欧州委員会はオンライン・プラットフォームについてさまざまな課題・リスクを挙げ(⇒前頁)、それらについてさまざまな取組みを行ってきたが、多くは分野別の取組みであったり、オンライン・プラットフォームによる新しい経済にマッチしていないため効果が限定的、と述べている
 - ✓ その上で、新たな法制度として、PtoB規則、DSA、DMAの3点セットが有効であるとしている(PtoB規則はRegulation (EU) 2019/1150*1として施行済み:オンライン仲介サービス及びオンライン検索エンジンとビジネスユーザの取引に関する規制)
 - ✓ このように、欧州委員会は、①オンライン・プラットフォーム規制にはさまざまな側面があり、②複数の規制を組み合わせて問題解決を図ることが必要、と考えている
 - ✓ また、問題解決に際しては、①オンライン・プラットフォームによるイノベーションを阻害しない、②言論・表現の自由を保障する、といった面にも十分な配慮が必要と考えている
 - ✓ 個々の規制の内容は、解決すべき問題によりさまざまであり、直接的な禁止や行為の義務付け、透明性・説明責任の義務付け、自主規制/共同規制、行動規範、などさまざまなアプローチが採られている

*1 <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/1150/oj>

4. オンライン・プラットフォームの諸問題と関係するEU法規制



参考資料

- 参考1 DSAにおける対象事業者別の規律一覧
- 参考2 DSAが規定する事業者の義務【詳細】
- 参考3 条文構成【トリログ合意・議会採択版】

本節の内容は、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」(第39回(2022年8月23日))に三菱総合研究所が参考資料1として提出したもののから抜粋し、一部加筆したものである。

参考1. 対象事業者別の規律一覧

		仲介サービス	ホスティングサービス	オンライン・プラットフォーム *1	超大規模オンライン・プラットフォーム
違法コンテンツに関する措置命令、情報提供の命令	第8条・第9条	●	●	●	●
連絡先(対当局、対利用者)、法定代理人(必要な場合)	第10条・第10a条・第11条	●	●	●	●
利用規約の要件	第12条	●	●	●	●
透明性報告義務	第13条	● *1	●	● *2	● *3
利用者への通知・行動の仕組み、情報提供・理由の記載義務	第14条・第15条		●	●	●
刑事犯罪の疑いに関する通知	第15a条		●	●	●
苦情処理・救済の仕組みと裁判外紛争解決	第17条・第18条			●	●
信頼された旗手	第19条			●	●
不正な通知・反論に対する措置及び保護	第20条			●	●
オンライン・インターフェースの設計と構成	第23a条			●	●
オンラインプラットフォームにおける広告	第24条			●	● *4
レコメンダー・システムの透明性	第24a条			●	●
未成年者のオンラインでの保護	第24b条			●	●
トレーダーのトレーサビリティ	第24c条			●	●
コンプライアンス・バイ・デザイン	第24d条			●	●
情報を通知される権利	第24e条			●	●
リスク評価、リスク軽減、コンプライアンス機能	第26条・第27条・第32条				●
危機対応メカニズム	第27a条				●
独立監査(外部リスク監査と公的説明責任)	第28条				●
レコメンダー・システム	第29条				●
データへのアクセスと精査(当局・研究者)	第31条				●
超大規模オンライン検索エンジン	第33a条				●
監督手数料	第33b条				●
行動規範、アクセシビリティの行動規範	第35条・第36条・第36a条			●	●
危機対応への協力	第37条			(●)	●

参考2. DSAが規定する事業者の義務【詳細(1/3)】

※ 義務の分類(横軸)は三菱総合研究所によるもの

対象事業者	利用者保護	利用規約	コンテンツ等対応	オンライン広告	説明責任・透明性	その他・全般
仲介サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者向け連絡窓口設置(わかりやすく使いやすい窓口) ● サービス提供者が義務を侵害したことで利用者が被った損害・損失について、その補償を利用者がサービス提供者に求める権利 	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載項目(コンテンツの制限・修正、各種アルゴリズムの説明も含む) ● 平易、ユーザーフレンドリーな記載、機械可読性 ● 重大な変更の利用者への通知 ● 基本権への配慮と行動の義務 ● 未成年者に理解できる方法での説明(未成年者を対象とする場合・未成年者の利用が多い場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法コンテンツを仲介した場合の免責条件(自動的・中間的送信/自動的・中間的・一時的保存、通知と行動;自主的調査の許容) ● 一般的モニタリング義務なし ● 司法及び行政当局からの削除等の措置命令への報告義務(命令の適用・不適用、適用時期) ● 情報提供命令への報告義務(適用したか否か、適用時期、適用の効果) 		<ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツモデレーションに関する明確で理解しやすい報告書を、標準化された機械可読な形式・容易にアクセスできる方法で一般に公開 ● 記載項目(当局からの命令件数・内訳;事業者によるコンテンツモデレーション内容、スタッフへの訓練内容、利用者に影響を与える措置、それらの内訳;苦情処理システムでの受理件数;自動化ツールの概要) ● 零細・小規模事業者(非VLOP)は免除 ● 欧州委員会は報告の雛形を規定可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当局向け連絡窓口・国内法定代理人の設置
ホスティングサービス			<ul style="list-style-type: none"> ● 違法コンテンツの通知受付体制整備 ● 削除、アクセス制限等の対応の理由の投稿者への通知 ● 刑事犯罪の疑いの当局への通知・情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> ● 追加記載項目(違法コンテンツの通知件数・内訳、信頼された旗手による通知件数、措置と根拠(法令、利用規約)、自動処理された件数、対応時間) 	

参考2. DSAが規定する事業者の義務【詳細(2/3)】

※ 義務の分類(横軸)は三菱総合研究所によるもの

対象事業者	利用者保護	利用規約	コンテンツ等対応	オンライン広告	説明責任・透明性	その他・全般
オンライン・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● ダークパターン等*1の禁止 ● 欧州委員会はダークパターンに関する指針を策定可能 ● 未成年者のプライバシー、安全、セキュリティの高い水準での保護(未成年者が利用できるサービスの場合) ● 利用者が代表組織を通じて権利行使可能 <p>【BtoBtoCプラットフォーム*2の追加義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取引事業者に関するKYBC義務、評価の最善努力、利用者への開示、事業者の苦情申立の権利 ● 違法な製品・サービスについてした場合に利用者に通知 		<ul style="list-style-type: none"> ● 違法コンテンツ及び利用規約違反コンテンツへの対応(削除、アクセス制限等)に関する苦情(異議申立)の受付体制整備 ● 利用者の裁判外紛争解決の利用確保 ● 信頼された旗手(通報への対応、旗手の認定) ● 違法な製品・サービス事業者へのサービス停止、違法又は根拠のない通知や苦情が繰り返される場合、通知や苦情の受付停止、それらの基準策定 ● レコメンダー・システムの透明性(パラメータ等の説明、設定変更機能、等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の広告について、広告であること、広告主、広告表示決定に用いられた主なパラメータとその変更方法を、利用者が明瞭、簡潔かつ明白な方法により、かつリアルタイムに確認できるようにする ● ターゲティング広告の説明・同意取得、拒否・撤回した場合のサービス利用権保証 ● 特別カテゴリー情報(例:性的指向、宗教、民族性など)を用いたプロファイリングに基づく広告禁止 ● 未成年者に対するプロファイリングに基づく広告の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 追加記載事項(苦情処理システムで受理した苦情の根拠、行われた決定と要した時間、決定を覆した件数) ● 透明性報告の追加義務(裁判外紛争解決機関に提出された紛争件数・解決期間;違法又は根拠のない通知や苦情の受付停止件数;月間平均アクティブユーザ数) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 零細・小規模事業者業(非VLOP)は免除 ● オンライン広告の行動規範作成(奨励) ● アクセシビリティの行動規範作成(奨励)

*1 利用者が自由かつ十分な情報に基づいた意思決定を行う能力を、欺いたり、操作したり、あるいは実質的に歪めたり、損なったりすること

*2 「消費者が取引者と遠隔契約を締結することを可能にするオンライン・プラットフォーム」と規定

参考2. DSAが規定する事業者の義務【詳細(3/3)】

※ 義務の分類(横軸)は三菱総合研究所によるもの

対象事業者	利用者保護	利用規約	コンテンツ等対応	オンライン広告	説明責任・透明性	その他・全般
超大規模 オンライン・ プラット フォーム (VLOP) 超大規模 オンライン 検索エンジン (VLOSE)		<ul style="list-style-type: none"> ● 利用規約について、利用可能な救済策及び救済メカニズムを含めて、簡潔で容易にアクセスできる、機械可読な要約を、明確かつ不明瞭さのない言語で提供 ● サービスを提供するEU全加盟国の言語での利用規約提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● レコメンダー・システム(プロファイリングによらないレコメンダー・システム提供) ● 危機対応メカニズム(公共安全又は公衆衛生に対する重大な脅威などの危機が発生した場合、欧州委員会は欧州デジタルサービス会議の勧告に基づきVLOP・VLOSEに対し、危機に対するサービスの寄与度の評価、必要な対策の実施、効果の報告を要求できる) 	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン広告の透明性の追加(広告表示から1年後まで、広告内容・広告主・広告表示期間・使用された主なパラメータ・受領者総数に係るデータベースを編纂・APIを介して一般に利用可能とする) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供サービスのシステミック・リスクの評価実施(①違法コンテンツの流布、②基本的権利への悪影響、③市民の言論と選挙プロセス及び公安への悪影響、④ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生、未成年者の保護、利用者の身体的・精神的な健康、に関する悪影響)、リスク軽減措置の実施 ● 第三者による独立監査(DSAの定める義務の実施状況、行動規範等の約束の履行状況) ● 透明性報告の追加義務(各言語でのコンテンツモデレーションの人的資源、人員の資格・専門性、教育訓練状況、モデレーションの正確性指標) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 規制当局によるデータへのアクセス、規制当局へのアルゴリズムの説明、規制当局の審査に合格した研究者によるデータへのアクセス ● コンプライアンス機能(組織・コンプライアンス・オフィサー) ● 監督手数料の負担(サービスの規模に比例し、全世界の年間純利益の0.05%を超えない) ● 行動規範作成(奨励) ● 危機のプロトコル作成(奨励) ● 欧州委員会による調査(情報要求、聴き取り、査察、等)、暫定措置、約束、モニタリング ● 罰金(前年度の総売上高の6%を上限)

参考3. 条文構成【トリローグ合意版】(1/3)

※ 青字は欧州議会承認版(2022/1/20)、赤字及び取消線・取消線は三者合意版(2022/7/5)での修正・追加
 ※ Corrigendum(2022/9/7)では条文・番号の整理、一部の条文タイトルの修正、等が実施されているが、実質的な内容は同一

第I章 総則 第1条 主題と範囲 第1a条 範囲 第2条 定義	第III章 透明、アクセシブルで安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務	第3節 (つづき)
第II章 仲介サービス提供者の責任 第3条 「導管」 第4条 「キャッシング」 第5条 ホスティング 第6条 自主調査と法令遵守 第7条 一般的なモニタリング及び積極的な事実調査の義務なし 第8条 違法コンテンツに対する措置命令 第9条 情報提供の命令 第9a条 サービス受領者に対する効果的な救済措置	第1節 すべての仲介サービス提供者に適用される規定	第23a条 オンライン・インターフェースの設計と構成 第24条 オンライン・プラットフォームにおける広告の透明性 第24a条 レコメンダー・システムの透明性 第24b条 利用者が作成したポルノコンテンツの普及に主に使用されるプラットフォームに対する追加義務 未成年者のオンラインでの保護
	第10条 加盟国当局、欧州委員会、理事会への連絡先 第10a条 サービス受領者の連絡窓口 第11条 法定代理人 第12条 利用規約 第13条 仲介サービス提供者に対する透明性報告義務 第13a条 オンライン・インターフェースの設計と構成	第3a節 消費者が取引業者と遠隔契約を締結することを可能にするオンライン・プラットフォームの提供者に適用される規定
	第2節 オンライン・プラットフォームの提供者を含むホスティングサービスの提供者に適用される追加規定	第24c条 トレーダーのトレーサビリティ 第24d条 コンプライアンス・バイ・デザイン 第24e条 情報を通知される権利
	第14条 通知と行動の仕組み 第15条 理由の記載 第15a条 刑事犯罪の疑いに関する通知*1	第4節 システムリスクを管理するための超大規模オンライン・プラットフォームの提供者及び超大規模オンライン検索エンジンの提供者の追加義務
	第3節 オンライン・プラットフォームの提供者に適用される追加規定	第25条 超大規模オンライン・プラットフォーム 第26条 リスク評価 第27条 リスクの軽減 第28条 独立監査 第29条 レコメンダー・システム 第30条 オンライン広告の透明性の追加 第30a条 ディープフェイク 第31条 データへのアクセスと精査 第32条 コンプライアンス・オフィサー
	第16条 零細企業及び中小企業の排除 第17条 内部通報制度 第18条 法廷外紛争解決 第19条 信頼された旗手 第19a条 オンラインプラットフォームのアクセシビリティ要件 第20条 不正使用に対する措置及び保護 第21条 犯罪行為の疑いの届出 第22条 トレーダーのトレーサビリティ 第22a条 違法な製品・サービスに関する消費者・当局への情報提供義務 第23条 オンラインプラットフォームの提供者に対する透明性報告義務	

*1 議会修正版(2022年1月)では、刑事犯罪やその疑いを知った際に、当局への通報に加えて、コンテンツの削除・無効化が義務付けられていたが、三者合意版では削除されている

※ 青字は欧州議会承認版(2022/1/20)、赤字及び取消線・取消線は三者合意版(2022/7/5)での修正・追加
 ※ Corrigendum(2022/9/7)では条文・番号の整理、一部の条文タイトルの修正、等が実施されているが、実質的な内容は同一

参考3. 条文構成【トリログ合意版】(2/3)

第Ⅲ章 (つづき)	第1a節 権限、協調した調査及び一貫性メカニズム
第4節 (つづき)	第2節 欧州デジタルサービス会議
第33条 超大規模オンライン・プラットフォームの提供者の透明性報告義務	第44a条 権限
第33a条 超大規模オンライン検索エンジン	第44b条 相互協力
第33b条 監督手数料	第45条 デジタルサービス調整官の国境を越えた連携
第5節 デューデリジェンス義務に関するその他の規定	第3節 超大規模オンライン・プラットフォームの提供者及び超大規模オンライン検索エンジンの提供者に関する監視、調査、遵守及びモニタリング
第34条 標準	第49b条 専門知識及び能力の開発
第35条 行動規範	第50条 超大規模オンラインプラットフォームの提供者及び超大規模オンライン検索エンジンの提供者の義務の執行監督強化
第36条 オンライン広告の行動規範	第51条 委員会への介入及びによる手続開始と調査への協力
第36a条 アクセシビリティの行動規範	第52条 情報の要求
第37条 危機のプロトコル	第53条 聴取り・陳述を行う権限
第Ⅳ章 実施、協力、制裁及び執行	第1節 主務官庁及び各国デジタルサービス調整官
第1節 主務官庁及び各国デジタルサービス調整官	第54条 立入検査の権限
第38条 主務官庁及びデジタルサービス調整官	第55条 暫定措置
第39条 デジタルサービス調整官の要件	第56条 約束
第40条 管轄	第57条 モニタリング行為
第41条 デジタルサービス調整官の権限	第58条 不遵守
第42条 罰則	第59条 罰金
第43条 苦情を申し立てる権利	第59a条 第Ⅲ章第4節で定められた義務の侵害に対処するための救済措置の監督強化
第43a条 補償金	第60条 定期的な違約金の支払い
第44条 活動報告	
第45条 デジタルサービス調整官の国境を越えた連携	
第46条 共同調査及び欧州委員会の介入要請	

参考3. 条文構成【トリログ合意版】(3/3)

- ※ 青字は欧州議会承認版(2022/1/20)、赤字及び取消線・
取消線は三者合意版(2022/7/5)での修正・追加
- ※ Corrigendum(2022/9/7)では条文・番号の整理、一部の
条文タイトルの修正、等が実施されているが、実質的な
内容は同一

第IV章 (つづき)	
第3節 (つづき)	
第61条	刑罰の制限期間
第62条	刑罰の執行の制限期間
第63条	聴取及びファイルにアクセスする権利
第64条	決定の公表
第64a条	欧州連合司法裁判所による審査
第65条	アクセス制限の請求と国内裁判所との連携
第66条	欧州委員会の介入に関する実施法
第4節 遵守に関する共通規定	
第66a条	職業上の秘密*1
第67条	情報共有システム
第68条	代理*2
第5節 委任された行為	
第69条	委任の行使*3
第70条	委員会
第V章 最終条項	
第71条	指令2000/31/ECの特定の規定の削除修正
第72条	消費者の集団的利益の保護のための代表者行動に関する 指令2020/XX/EC(EU) 2020/1828の改正
第73条	評価*4
第74条	効力の発生及び適用

- *1 欧州委員会、EU理事会、加盟国の規制当局及びそれらの職員・関係者に関する義務規定
- *2 サービス利用者側の代表組織に関する規定(代表組織の要件、利用者に代わり異議申立を行う権利等)
- *3 本規則(DSA)の規定についての委任法令を採択(二次立法)する欧州委員会の権限、DSAにおける権限の一部の欧州委員会への委任、当該権限の委任を撤回する欧州議会及びEU理事会の権限
- *4 施行後の影響に関する評価(施行日から3年後までに、欧州委員会は、中小企業の発展及び経済成長に対するDSAの潜在的影響について評価し、欧州議会、EU理事会及び欧州経済社会委員会に報告)

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所